

## 分別区分（雑がみ・その他の紙）の 見直しに係る検討状況報告

### 1 見直し検討に係る経緯

市では、平成 24 年度から新聞、雑誌・雑がみなどの古紙類の行政回収を開始し、紙パック、ダンボール、その他の紙などの容器包装と合わせ、紙類だけで5つの分別区分となっています。

これまで実施してきた審議会や、意見交換会では、特に「その他の紙」と「雑誌・雑がみ」の分別が複雑であるとの意見が挙がったため、「その他の紙」を『雑がみ』の分別区分に統合することはできないか見直しを検討をしているところです。

平成 28 年度第 4 回の審議会（平成 29 年 3 月 23 日実施）では、この二つの分別はどのようなものがあるのか整理をしたところです。（※図 1 及び表 1、表 2 参照）

図 1 平成 29 年度ごみの分け方・出し方チラシ（抜粋）

**平成 29 年度 ごみの分け方・出し方**

ごみは必ず、収集日当日の朝 8 時 30 分までに出してください。交通事情などにより収集時間が曾段と変わる場合があります。

品目	分け方・出し方	
容器包装	<b>① かん</b>  ※かんはアルミ、スチールごとに分けする必要はありません。 ※軽くすずく ※使い切ってから穴をあけてガスを出す	※缶の中身は空にして、軽くすずいでください。 ※ボトル色のキャップや各詰のフタを切り離したものは「燃やせないごみ」へ出してください。 ※スプレー缶・カセットボンベは、中身を使い切り、屋外の風通しの良い所で穴をあけてから出してください。
	<b>② びん</b>  ※びんの色ごとに分けする必要はありません。 ※軽くすずく ※化粧品のびん・哺乳びん	※びんの中身は空にして、軽くすずいでください。 ※飲み物や食べ物が残っていたガラスびんに限ります。化粧品などのびんは「燃やせないごみ」へ出してください。 ※取り外せるキャップやフタは、プラスチック製は「燃やせないごみ」へ、金属製は「燃やせないごみ」へ出してください。
	<b>③ 紙パック</b>  ※このマークが目印です。 ※ハサミなどで切り開いて袋へ ※内筒が緑色	※紙パックの中身は空にして、軽くすずく、ハサミなどで切り開いてください。 ※プラスチック製の飲み口などは、取り外して「燃やせないごみ」へ出してください。 ※内筒が緑色のものは「その他の紙」へ出してください。
	<b>④ ダンボール</b>  ※このマークが目印です。 ※裏面が黄緑色 ※箱が大きいものは袋へ	※マークの表示がないものでも、横から見て紙の断面が波状になっていればダンボールです。 ※量が多い場合は、紙むらなどで十字に縛って来てください。 ※細かいものは、透明または半透明の袋に入れてください。
古紙類	<b>⑤ その他の紙</b>  ※このマークが目印です。 ※菓子の箱 ※フィルムは取り除く ※紙類 ※フィルムは取り除く	※食品など中身が付着している場合は拭き取ってください。 ※ティッシュ箱のフィルムなど、紙以外のものは取り除いてください。 ※マークの表示がないもので、特殊加工がされていない紙類は、「燃やせないごみ」へ出してください。
	<b>⑥ ペットボトル</b>  ※このマークが目印です。 ※キャップは外して ※軽くすずく ※なるべくつぶして	※マークの表示がある飲料品、調味料品などが対象です。 ※ペットボトルの中身は空にして、軽くすずいでください。 ※ラベルはそのまま結露ですが、なるべくつぶしてください。 ※キャップは、必ず取り外して「燃やせないごみ」へ出してください。
古紙類	<b>⑦ 新聞</b>  ※「雑がみ」で出せるもの	※新聞は、紙むらなどで十字に縛って来てください。 ※雑誌や書籍、パンフレットなどは、紙むらなどで十字に縛って来てください。 ※付せんやメモ用紙などの細かいものは、大きい封筒や紙袋などにまとめて入れてください。 ※再生資源回収運動やリサイクルなどと区別するため、なるべく「行政回収」と表示してください。 ※以下のものは「燃やせないごみ」へ出してください。 ●カーボン紙 ●感熱紙（レシートなど） ●防水加工紙（写真、紙コップなど） ●庄巻はがき ●においや油類がついた紙 ●シュレッダーにかけた紙 ※マークの表示があるものは「その他の紙」へ出してください。
	<b>⑧ 雑誌・雑がみ</b>  ※このマークが目印です。 ※教科書・参考書・ノート ●トイレ用紙 ●カレンダー（紙以外は取り外す）	※「燃やせないごみ」で出せるもの

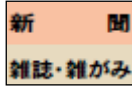
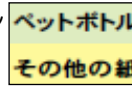
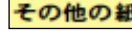
表1 「雑がみ」・「その他の紙」の具体例

雑がみ	その他の紙 (雑がみとして処理可能)	その他の紙 (雑がみとして処理不可能)
<p>○トイレットペーパーの芯など</p> 	<p>○ティッシュの箱</p> 	<p>○ヨーグルト、カップラーメンのフタ</p> 
<p>○メモ用紙</p> 	<p>○食材・お菓子の箱</p> 	<p>○カップラーメンの容器</p> 
<p>○ノート</p> 	<p>○生活用品の箱</p> 	<p>○粉末洗剤の箱</p> 
<p>○封筒</p> 	<p>○ビール等のマルチパック</p> 	<p>※素材が紙製以外のものに加え、匂いや、汚れがついているものなども雑がみとして処理することはできません。</p>
<p>○チラシ</p> 	<p>現状の取り扱いは、同じ材質であっても紙製容器包装マークがついているものは「その他の紙」、紙製容器包装マークのついていないものは「雑がみ」として区分しています。</p> <p style="text-align: right;">紙製容器包装マーク </p>	



雑がみとして処理可能なもの

表2 雑がみ、その他の紙の収集概要

区分	雑がみ	その他の紙
収集回数	月1回	月2回
備考	新聞、雑誌 と同一日 	ペットボトル と同一日  ※岩木・相馬以外 

## 2 検討項目

当審議会では5項目のうち「市民の受容性」と「資源化増減効果の検証」の2項目について検討する必要があります。

	項目	検討主体
(1)	<b>市民の受容性</b> 分別の見直しにより、ごみの分別がわかりやすくなるなど、市民にとって受け入れやすい制度となるのか	審議会
(2)	<b>資源化増減効果の検証</b> 分別見直しにより、資源化量増加効果（燃やせるごみ→雑がみ）と資源化量減少効果（雑がみとして処理不可能なその他の紙→燃やせるごみ）が考えられるが、いずれの効果が大きいのか	
(3)	<b>収集スケジュール上の対応可能性の検証</b>	市 ・ 委託事業者
(4)	<b>処理費用の検証</b>	
(5)	<b>古紙類引渡事業者の対応可能性の検証</b>	市 ・ 古紙事業者

※項目（3）から（5）は、市のごみ収集委託業者や古紙類引渡事業者と調整が必要な項目であるため、審議会での意見を整理した後、市と関係機関で個別に協議することになります。

### (1) 市民の受容性について

分別見直し後、どちらも変わらず資源物として回収するため、雑がみとその他の紙を同じ区分にすることで、市民の利便性が向上するものと推測されます。

また、多くの市民から分別が複雑であるという意見があるため、見直しをすることで、雑がみの分別がわかりやすくなり、分別の促進が期待できます。

## (2) 分別区分見直しによる資源化量の推計

分別見直しにより、燃やせるごみに含まれている雑がみ（①潜在的にリサイクル可能な雑がみ）の量と、雑がみとして処理することができないその他の紙（②雑がみに変更することでリサイクル不可となるその他の紙）の量を比べ、総体的に資源化量が増加するのか減少するのか推計しました。

①潜在的にリサイクル可能な雑がみ…燃やせるごみの中に含まれている、雑がみとして処理可能なもの

【詳細は5ページ】

②雑がみに変更することで、

リサイクル不可となるその他の紙…雑がみとして処理できないその他の紙

【詳細は6ページ】

平成27年度の一般廃棄物処理実態調査公表値と、また、平成27年度から市で実施している一般廃棄物組成分析調査の結果から潜在的にリサイクル可能な雑がみと、雑がみに変更することで、リサイクル不可となるその他の紙の推計量を以下のとおり算出しました。

①	潜在的にリサイクル可能な雑がみ	2213 トン
②	雑がみに変更することで、 リサイクル不可となるその他の紙	29 トン

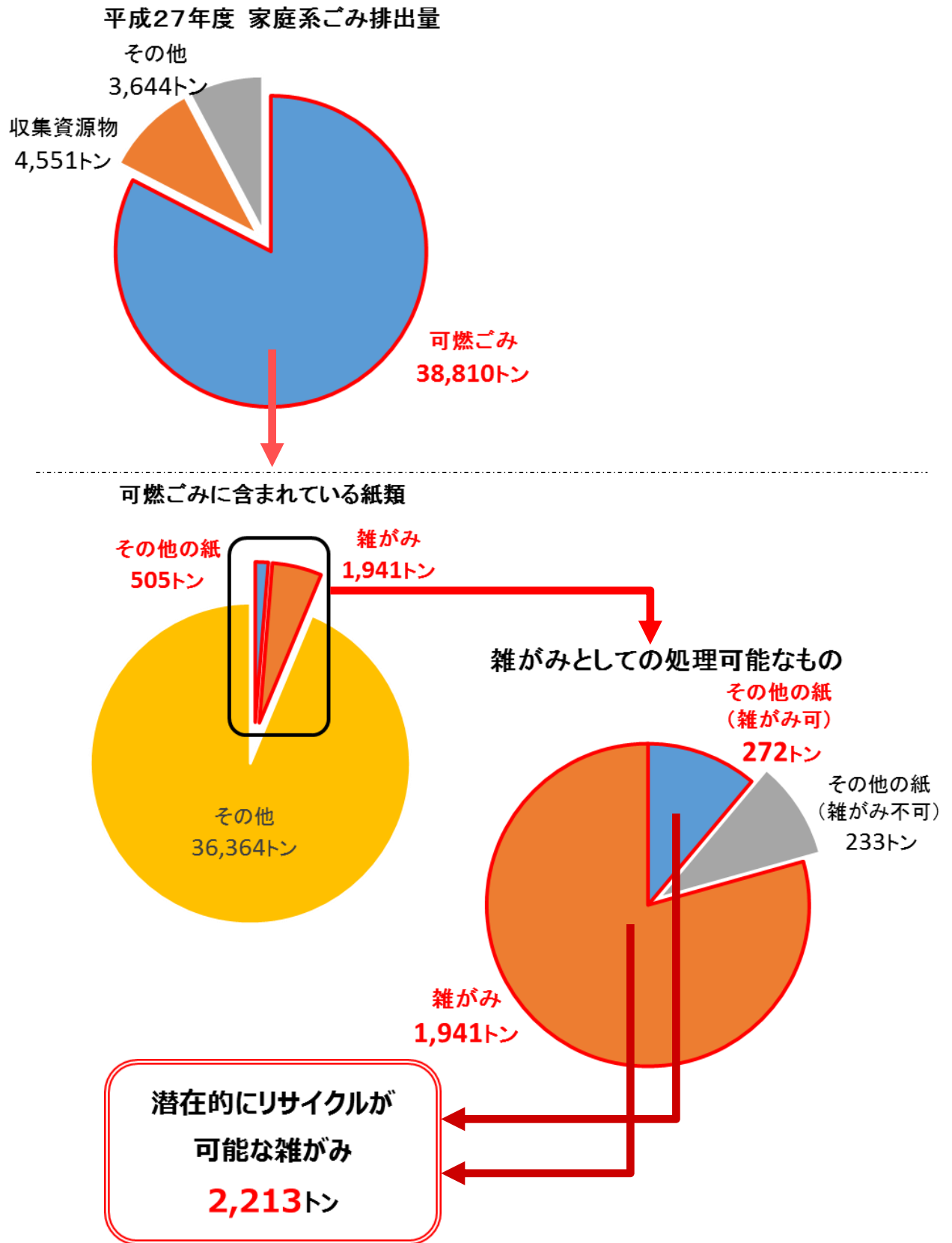
分別見直し後、雑がみを適正に分別したときの実施率	5%	10%	15%	20%	25%	30%
資源物増加分 (t) …①	111	221	332	443	553	664
資源物減少分 (t) ※1 …②	29					
計 (①-②)	82	192	303	414	524	635

可燃に含まれる潜在的にリサイクル可能な雑がみの絶対量が多いため、分別の実施率が低くても、概ね資源化量は増加すると見込まれます。

※1 資源物増加分は、市民が分別に取り組むか否かで「資源物となるかどうか」が分かれるため、実施率により資源物量変動するが、資源物減少分は、「分別変更により資源物にならなくなるもの」であり、市民の分別実施率によって資源ごみや可燃ごみに振り分けられるものではないため100%減少する計算としている。

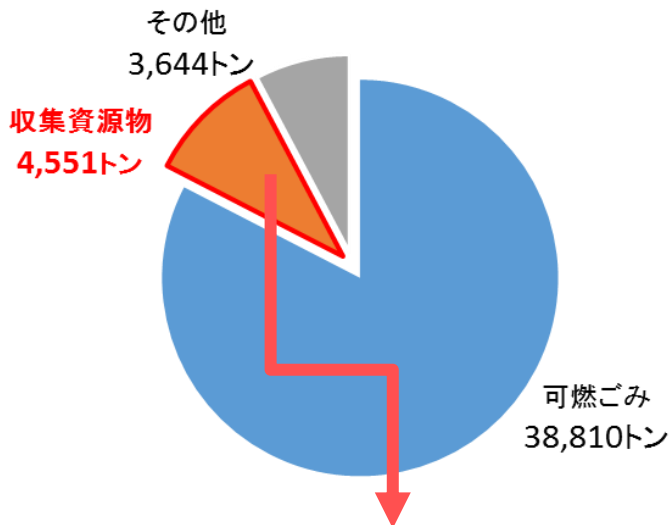


●①潜在的にリサイクル可能な雑がみの推計値の算出

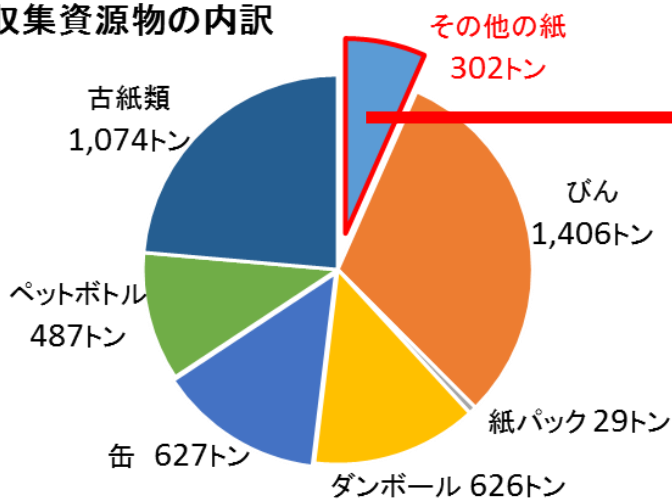


●②リサイクル不可となるその他の紙の推計値の算出

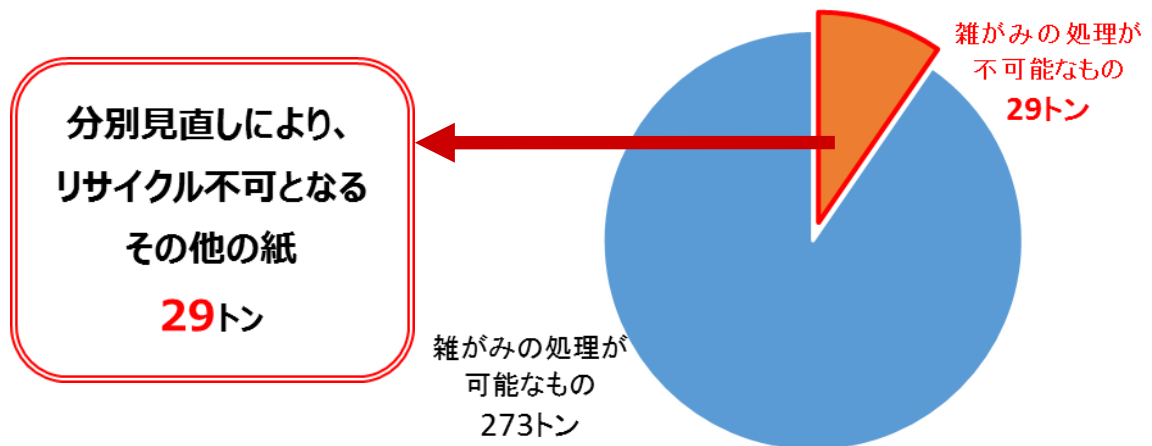
平成27年度 家庭系ごみ排出量



収集資源物の内訳



雑がみとして処理できるその他の紙の割合



【参考】 潜在的にリサイクル可能な雑がみの算出データ

平成27年度家庭系ごみ排出量(一般廃棄物処理実態調査より)

	単位:(トン)		単位:(%)
可燃ごみ	38,810	可燃割合	82.57
収集資源物	4,551	資源物割合	9.68
その他	3,644	その他	7.75
計	47,005		100

平成27年度の一般廃棄物処理実態調査公表値では、弘前市の家庭系ごみ **47,005t** のうち、可燃物が **38,810t** (82.57%)、資源物が **4,551t** (9.68%) となっており、「その他の紙」については、**302t** (家庭系全体の 0.64%) となっている。

また、平成27年度から市で実施している一般廃棄物組成分析調査の結果では、可燃物のうち、リサイクル可能なその他の紙が 1.3% (雑がみにできるもの **0.7%**、雑がみにできないもの **0.6%**)、新聞・雑がみが 5.0%であったので、その割合をごみ量に乘じ、以下の数値を算出した。

平成27年度**家庭系可燃ごみ**に含まれている資源物の推計重量

		単位:(%)	単位:トン
その他の紙	紙製(雑がみとして処理可能)	<b>0.7</b>	<b>272</b>
	紙製以外(雑がみとして処理不可能)	<b>0.6</b>	<b>233</b>
新聞・チラシ	新聞チラシ(リサイクル可)	2.5	<b>1,941</b>
雑がみ	雑がみ(リサイクル可)	2.5	
	その他	93.7	<b>36,364</b>
			38,810

【参考】 リサイクル不可となるその他の紙の算出データ

平成27年度**家庭系ごみ**の**収集資源物**の内訳

	単位:トン
その他の紙	<b>302</b>
びん	1,406
紙パック	29
ダンボール	626
缶	627
ペットボトル	487
古紙類	1,074
計	4,551

「その他の紙」の組成分析を実施した結果、雑がみとして処理可能なものが **90.4%**であったため、その割合を「その他の紙」の **302t** に乘じて以下のとおり算出した。

	単位:トン
雑がみの処理が不可能なもの	29
雑がみの処理が可能なもの	273